

○財務省告示第十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年一月十一日
財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三
十二回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び平成
二十三年度における公債の発行
の特別に関する法律（平成二十
三年法律第六号）第二条第一
項並びに特別会計に関する法律
（平成十九年法律第二十三号）
第六十二条第一項

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第I非
価格競争入札発行」という。）

五

募方

入決定の

イ

入札発競争

ロ

国債市場

各申込みのうち応募額を順次割り
もかかる。そのうち応募額を順次
当てる。特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

発

入札発競争
価格競争
行額

イ

額面金額で一兆八十億円
うに基づき発行した利付国債に
定に基づき、額面金額で利付
ついで、額面金額で利付
六十二億七千二百九十万円、平
成二十三年度に於ける公債の
行の特例に於ける法律第二
一、項の規定に基づき、発行
付、国債に於ける額面金額
千二百五十億五千七百五十
特、別会計に於ける法律第六
条、第一項の規定に基づき、
た、利付国債に於ける額面金
額で三百二十億二千三百五十
平、成二十三年度に於ける公債の

ロ

七

払込金額

国債市場
特別参加
者・第I
非価格競争
争入札発
行

九百十三億円
利付国債について、額面金額で
第一項の規定に基づき、発行した
発、行の特例に於ける法律第二
平、成二十三年度に於ける公債の
額で三百二十億二千三百五十
た、利付国債に於ける額面金
条、第一項の規定に基づき、
特、別会計に於ける法律第六
千二百五十億五千七百五十
付、国債に於ける額面金額
一、項の規定に基づき、発行
行の特例に於ける法律第二
成二十三年度に於ける公債の
六十二億七千二百九十万円、平

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期 以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日
十五	償還期限	平成十四年十二月二十日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元利支	日本銀行
十八	払入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十九	払込期日	平成二十三年十二月二十日